



特種東海製紙株式会社

証券コード：3708

第15回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り、書面（郵送）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第15回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館AOI 7階講堂

議 案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役9名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役2名選任の件

(証券コード3708)

2022年6月2日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 松 田 裕 司

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、
2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） |
| 2. 場 | 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館AOI 7階講堂
（詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

株主総会当日にご来場の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
また、ご来場の株主の皆様には新型コロナウイルス感染症拡大防止措置にご協力いただく場合がございます。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

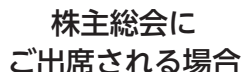
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tt-paper.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- ①業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している各書類となります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tt-paper.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎ **新型コロナウイルス感染症への対応について**
- ・株主の皆様には、可能な限り書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある株主様は株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
 - ・株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえご来場いただき、総会会場では、マスクの着用やアルコール消毒液の利用など感染防止にご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
 - ・本総会においては、感染拡大防止の観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略するなど開催時間を短縮させていただく場合がございます。
 - ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tt-paper.co.jp/>) に掲載してお知らせいたします。



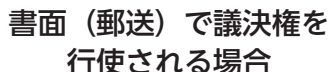
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

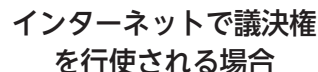
2022年6月24日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時15分）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時40分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	
○●○○○○○○○	御中
株主総会日	議決権の数 XX 股
_____ _____ _____	
××××年××月×日	
席次番号欄のご用務様式数 _____ XX 株 議決権の数 _____ XX 股	
1. _____ 2. _____ _____ _____ _____	
ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX 見本 パスワード XXXXXX	
○●○○○○○	

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号、第5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

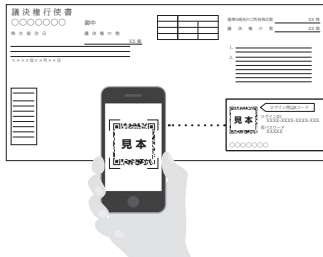
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目処とした安定配当に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき120円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金70円 総額 858,499,320円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等)
	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新 設)	(附則)
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
(新 設)	第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
	3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、長坂隆氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって当社監査役を辞任する予定であります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	属 性	取締役会出席状況
1	まつだ ゆうじ 松田 裕司	代表取締役社長社長執行役員CEO	再任	12/12回
2	わたなべ かつひろ 渡邊 克宏	取締役執行役員生活商品事業本部長兼パッケージ本部担当	再任	12/12回
3	もうり とよひさ 毛利 豊寿	取締役執行役員フィブリック事業本部長	再任	12/12回
4	おおぬま ひろゆき 大沼 裕之	取締役執行役員特殊素材事業本部長	再任	12/12回
5	さ の みちあき 佐野 倫明	取締役執行役員経営企画本部長	再任	12/12回
6	かなざわ きょうこ 金澤 恭子	社外取締役	再任 女性	社外 独立 12/12回
7	いそがい あきら 磯貝 明	社外取締役	再任	社外 独立 12/12回
8	ながさか たかし 長坂 隆	社外監査役	新任	社外 独立 12/12回
9	いしかわ ゆうぞう 石川 雄三		新任	社外 独立 一回

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1 再 任	まつ だ ゆう じ 松田 裕司 (1962年 6月10日) 所有する当社株式数 3,946株 在任年数 11年 取締役会出席状況 12/12回	1985年 3月 特種製紙(株)入社 2006年 3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事(株)（現(株)T T トレーディング）代表取締役社長 2009年 6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 2011年 6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 2012年 6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外 事業推進部長 2014年 6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 2016年 4月 同 代表取締役社長社長執行役員（現職）
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、特殊素材事業の研究開発や営業に関する知識や経験が豊富であり、関係部門の責任者や事業グループのトップ、グループ会社社長等を歴任してきました。代表取締役社長就任後、6年が経過しましたが、「Technology & Trust（技術と信頼）」をコーポレートアイデンティティーとして、ステークホルダーから信頼される企業を目指し経営の舵取りを担ってきました。就任期間中に連結経常利益において過去最高益を3度更新するなどの実績をあげており、企業価値向上に大きく貢献できるものと期待し引き続き取締役候補者となりました。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
4 再任	おおぬま ひろゆき 大沼 裕之 (1965年2月23日) 所有する当社株式数 673株 在任年数 6年 取締役会出席状況 12/12回	1987年 3月 特種製紙(株)入社 2013年 7月 当社特殊素材事業グループ営業本部長 2014年 6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業本部長 2016年 4月 同 執行役員特殊素材カンパニーCEO 2016年 6月 同 取締役執行役員特殊素材カンパニーCEO 2020年 4月 同 取締役執行役員特殊素材事業本部副事業本部長兼コアビジネスセンター長 2021年 7月 同 取締役執行役員特殊素材事業本部長（現職）
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、特殊素材事業における営業での経験と知識が豊富であり、現在は特殊素材事業の開発、製造を含む事業全体の責任者としてのマネジメント経験と知識を有しています。基盤事業の強化を推進し、生産・販売両面からの強化施策に努めており、企業価値向上に大きく貢献するものと期待できることから引き続き取締役候補者となりました。
5 再任	さ の みちあき 佐野 倫明 (1966年1月31日) 所有する当社株式数 300株 在任年数 6年 取締役会出席状況 12/12回	1989年 4月 大昭和製紙(株)入社 2004年12月 特種製紙(株)入社 2010年 6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 2014年 6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 2015年 6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 2016年 6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCOO兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長 2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙(株)代表取締役社長 2017年 7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO兼社長室南アルプス事業本部長 2019年 6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 2020年 4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源活用本部担当 2021年 7月 同 取締役執行役員経営企画本部長（現職）
		[取締役候補者とした理由] 同氏は、生産技術、製紙・加工に関する知識や経験が豊富であり、特殊素材事業・産業素材事業の工場長を務め、段ボール原紙やクラフト紙を扱う新東海製紙の代表取締役社長も務めるなど、生産と品質の向上に大きく貢献した実績を有しています。それらの知識や経験、マネジメント力を活かし企業価値向上に大きく貢献するものと期待できることから引き続き取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
6 再任 社外 独立 女性	かなざわ きょうこ 金澤 恭子 (1965年10月11日) 所有する当社株式数 200株 在任年数 4年 取締役会出席状況 12/12回	1989年 4月 (株)富士総合研究所入社 2000年 4月 弁護士登録 風間・畑法律事務所（現 畑法律事務所）入所（現職） 2017年 6月 アサヒホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）（現職） 2018年 6月 当社社外取締役（現職） [重要な兼職の状況] 弁護士 アサヒホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
		[社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての高度な知見と見識を有しており、企業経営には社外役員として関与する経験を有していることから、独立社外取締役としてその専門的な知識と経験に基づく助言や提言をいただいております。今後も独立した立場から当社取締役会の重要な意思決定場面で、その妥当性や適正性の監視、ガバナンスの向上を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。
7 再任 社外 独立	いそがい あきら 磯貝 明 (1954年10月19日) 所有する当社株式数 一株 在任年数 2年 取締役会出席状況 12/12回	1985年 9月 The Institute of Paper Chemistry化学科博士研究員 1986年 9月 東京大学農学部採用 2003年 5月 同 大学院農学生命科学研究科教授 2020年 4月 同 特別教授（現職） 2020年 6月 当社社外取締役（現職） [重要な兼職の状況] 東京大学特別教授
		[社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要] 同氏は、大学でセルロースや紙に関連した研究開発に携わり、近年ではセルロースナノファイバー（CNF）の製法を確立し、その功績が世界中から注目され多くの権威ある賞を受賞するなど高度な専門知識を有しております。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、その知見に基づく助言や提言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。 今後も、独立した立場からガバナンス体制の向上を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者となりました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
8 新任 社外 独立	ながさか 長坂 (1957年1月13日) 所有する当社株式数 一株 在任年数 3年 取締役会出席状況 12/12回	1979年 4月 監査法人中央会計事務所入所 1981年 6月 公認会計士登録 1998年 7月 中央監査法人代表社員 2005年 5月 中央青山監査法人監査部長 2007年 8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常務理事 2010年 8月 同 シニアパートナー 2019年 6月 長坂隆公認会計士事務所代表（現職） (株)コンテック社外取締役（現職） 当社社外監査役（現職） 2020年 1月 パーク2 4(株)社外取締役（現職） 2020年 5月 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役（現職） [重要な兼職の状況] 長坂隆公認会計士事務所代表 (株)コンテック社外取締役 パーク2 4(株)社外取締役 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役 [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、公認会計士としての高度な知見と見識を有しており、企業経営には社外役員として関与する経験を有しております。これまでは社外監査役という立場からその専門的な知識と経験に基づく助言や提言をいただいておりますが、独立社外取締役の立場から経営監視やガバナンスの向上を促進する積極的な発言や提言をいただくことを期待し、社外取締役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
9 新任 社外 独立	いしかわ ゆうぞう 石川 雄三 (1956年10月19日) 所有する当社株式数 －株	1985年 9月 第二電電(株)入社（現KDDI(株)） 2016年 6月 KDDI(株) 代表取締役執行役員副社長 2019年 6月 JCOM(株) 代表取締役会長 2020年 6月 同 代表取締役社長 2022年 4月 同 特別顧問（現職） [重要な兼職の状況] JCOM(株) 特別顧問
		[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、KDDI(株)およびJCOM(株)の代表取締役を歴任するなど、企業経営全般に関する非常に豊富な経験と幅広い知見と見識を有しており、当社のグループ経営における重要事項の意思決定や業務執行の監督はもとより豊富な経験に基づく取締役会への提言をいただけるものと期待し、当社が持続的成長を実現するための役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 金澤恭子、磯貝明、長坂隆、石川雄三の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、金澤恭子、磯貝明、長坂隆の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。本総会において金澤恭子、磯貝明の各氏の再任および長坂隆氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、石川雄三氏の選任が承認された場合にも同様に同内容の契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告（31ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者の再任および選任が承認された場合、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当社は、金澤恭子、磯貝明、長坂隆の各氏を東京証券取引所および当社の定める独立役員の要件を満たすものとして、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任および選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、石川雄三氏の選任が承認された場合にも同様に独立役員として届け出する予定であります。

取締役候補者の主な経験・専門性

氏 名	企業経営	グローバル	研究開発	営 業	製造・ 技術	財務・ 会計	法 務
松田 裕司	●	●	●	●			
渡邊 克宏	●				●		
毛利 豊寿	●		●		●		
大沼 裕之	●			●			
佐野 倫明	●				●		
金澤 恭子		●					●
磯貝 明			●				
長坂 隆						●	
石川 雄三	●	●		●			

(注) 上記の内容は、各人の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役長坂隆氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、檜垣直人氏は監査役長坂隆氏の補欠として選任されることとなるため、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
ひがき なおと 檜垣 直人 (1968年12月11日) 所有する当社株式数 －株 新任 社外 独立	2002年 4月 弁護士（現職） 2008年 4月 檜垣総合法律事務所設立（現職） 筑波大学法科大学院講師（非常勤）（現職） [重要な兼職の状況] 弁護士 [社外監査役候補者とした理由] 同氏は、弁護士として培われた経験や知識から取締役の職務の執行に対する厳格な適法性の監査を期待するとともに当社のコンプライアンスの強化および業務執行における適法性についての監視強化に寄与していただけることを期待し、社外監査役候補者となりました。

- （注）
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 檜垣直人氏は、社外監査役候補者であります。
 - 檜垣直人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。
 - 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告（31ページを参照）に記載のとおりであります。檜垣直人氏の選任が承認された場合、当該契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 檜垣直人氏は、東京証券取引所および当社の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、監査役河合稔氏の補欠監査役として鈴木仁志氏を、社外監査役上田廣美氏および第4号議案が承認されることを条件として檜垣直人氏の補欠監査役として姫野博昭氏の選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1	すずき ひとし 鈴木 仁志 (1962年6月20日) 所有する当社株式数 600株	1981年 4月 東海パルプ(株)入社 2015年 6月 当社財務・IR室経理管理部長代理 2016年 6月 同 財務・IR室経理管理部長（現職） [補欠の監査役候補者とした理由] 同氏は、経理財務部門において責任者を務め、会計や税務に関する豊富な知識と経験を有しており、業務を通じて当社グループ各社の経営状況について常に掌握している立場であることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠の監査役候補者となりました。
2	ひめの ひろあき 姫野 博昭 (1964年8月4日) 所有する当社株式数 一株	2000年11月 弁護士（現職） 2018年 4月 国立大学法人筑波大学ビジネスサイエンス系教授（現職） 2019年 4月 明治大学法科大学院兼任講師（現職） [重要な兼職の状況] 弁護士 [補欠の社外監査役候補者とした理由] 同氏は、弁護士として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、また、当社のコンプライアンスの強化および業務執行における適法性の監視強化に十分な貢献をしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、以上の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外
独立

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2 姫野博昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3 鈴木仁志氏および姫野博昭氏が監査役に就任した場合には、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。
4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告（31ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が監査役に就任した場合には当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5 姫野博昭氏は、東京証券取引所および当社の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

独立社外役員の独立性基準について

当社の社外役員に関する独立性基準は、以下の基準に該当しないものいたします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

- (注) 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員および部長格以上その他これらに準じる者をいう。
- 2 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。
- 3 主要取引先とは、双方グループいずれかに於いて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。
- 5 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの影響を受けた前期と比べ大幅に改善しており、需要の回復が進みました。その結果、売上高は前期比で増収となり、また利益面でも、全般的な販売数量の回復に加え、前期に実施したグループ全体での原価低減や固定費削減の効果等もあり、営業利益は前期比で増益となりました。一方、期後半では、原燃料価格の高騰や不安定な世界情勢等、外部環境の変化により、製造原価が上昇に転じて不透明感が増しており、増益のペースは緩やかなものとなっております。

このような状況の中、当社グループは、基盤事業の強化と資源再利用事業、脱プラスチック等の社会的要請も背景にした成長施策を実施し、当社グループのもつオンリーワンの品質と技術を活かした新製品開発、更には製紙以外の新たな事業領域に取り組んで参りました。同時に財務基盤の強化による筋肉質化を一層進めて、企業価値向上に鋭意取り組んで参りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は80,711百万円（前期比5.6%増）、営業利益は4,231百万円（前期比31.1%増）、経常利益は5,733百万円（前期比4.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,251百万円（前期比6.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

【産業素材事業】

段ボール原紙は、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)を通じて国内外向け販売が堅調に推移しました。クラフト紙につきましても、国内向け販売が順調に推移しました。一方、利益面につきましても、水力発電による売電事業が渇水の影響等もあり、前期比で減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は39,375百万円（前期比6.0%増）、営業利益は1,154百万円（前期比2.0%減）となりました。

【特殊素材事業】

特殊印刷用紙の売上は、新型コロナウイルス感染の影響により大幅に減少した前期を上回りました。商業印刷向けの高級印刷用紙は、需要の回復に力強さがなく、厳しい状況が続いていますが、ファンシーペーパーは書籍・パッケージ用途で底堅い需要に支えられ、堅調に推移しまし

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

た。他方、特殊機能紙につきましては、電子化による影響で情報用紙の売上は前期を下回りましたが、海外向け一部製品の需要は引き続き旺盛で、また、2020年に発売した高耐熱性絶縁紙はユーザーの要望に細やかに対応して顧客開拓を進めた結果、特殊機能紙の売上は前期を上回りました。原価面につきましては、パルプ・薬品等の購入価格上昇の影響を受けましたが、財務体質強化に伴う一層の効率化に加えて、徹底した原価低減に取り組み、利益は前期を大幅に上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は21,275百万円（前期比13.5%増）、営業利益は2,643百万円（前期比102.9%増）となりました。

【生活商品事業】

ペーパータオルの需要は高い水準で推移していますが、各社の増産や新規参入によって市場への供給量が増加し、販売数量は前期を下回りました。また、トイレットペーパーにつきましては、委託生産分の販売数量が前期を下回ったものの、長尺品の拡販効果等により、ほぼ横ばいで推移しました。一方、ラミネート等の加工製品につきましては、経済活動の緩やかな回復基調に伴って需要が増加傾向にあることに加え、新規受注活動の成果が表れて販売数量は前期を大幅に上回りました。しかしながら利益面につきましては、全製品とも原燃料価格の高騰、固定費の増加等により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16,859百万円（前期比1.7%増）、営業利益は574百万円（前期比31.0%減）となりました。

【環境関連事業】

自然環境活用分野につきましては、土木・建築設備工事の完成高が前期を下回ったことなどにより減収となりました。利益面でも、2020年11月に製造開始したウイスキー等の将来成長事業に係る先行費用が大幅に増加したことなどもあり、前期比で減益となりました。資源再活用分野につきましては、リサイクルビジネスの強化を目的として前期に子会社化した(株)駿河サービス工業が堅調に推移したことに加えて原価低減等により増益となりました。また、同社は8月に非連結子会社の湘南商事(株)を吸収合併いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は8,174百万円（前期比6.8%減）、営業利益は2百万円（前期比96.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5,125百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

産業素材事業 新東海製紙(株) 回収ボイラー節炭器更新

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2019年3月期)	第13期 (2020年3月期)	第14期 (2021年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	81,901	80,603	76,403	80,711
経常利益(百万円)	5,353	5,389	5,970	5,733
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,212	3,694	5,594	5,251
1株当たり当期純利益(円)	303.55	266.07	416.30	396.08
総資産(百万円)	129,928	132,655	128,091	125,430
純資産(百万円)	75,713	77,678	80,286	78,562
1株当たり純資産(円)	4,974.71	5,105.28	5,493.99	5,881.27

(注) 第13期より、当社社有林管理の収益および費用の表示方法を「売上高」、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」の計上へ変更し、第12期の関連する財産および損益の状況について、表示方法の変更の内容を反映させた組替え後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
産業素材事業	新東海製紙(株)	百万円 3,135	% 65	紙パルプの製造・販売
	特種東海マテリアルズ(株)	70	65	製紙原料の仕入・販売 製材品の仕入・販売
	新東海ロジスティクス(株)	32	65	貨物利用運送、構内作業、倉庫業
特殊素材事業	(株)T T トレーディング	50	100	特殊紙の販売
	静岡ロジスティクス(株)	20	100	一般貨物自動車運送、倉庫業
生活商品事業	(株)トライフ	400	100	紙加工品の製造・販売
	特種東海エコロジー(株)	200	100	家庭紙の製造・販売
環境関連事業	十山(株)	90	100	社有林管理、ウイスキー製造
	(株)特種東海フォレスト	100	100	土木、造園緑化、社有林管理、山林事業、観光事業
	(株)レックス	30	100	サーマルリサイクル燃料の製造・販売
	(株)駿河サービス工業	30	100	廃棄物の収集、運搬、処理および売買

(4) 対処すべき課題

①原燃料価格の高騰

急速に変化する地政学的リスクと昨今の為替相場の動向から、日本企業の原燃料調達に係る不確実性が急速に高まっております。その結果、重油をはじめとする各種原燃料価格の高騰が進んでおり、当社グループの製紙業全般にとって利益圧迫要因およびリスクとなっていることから、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、燃料調達構造の見直しや分散化等業務プロセスを全社的に見直すとともに、徹底した経費削減および原価低減努力、製品価格の適正化等既存事業の体質強化を実施し、不確実性が高い事業環境において収益の改善・安定化を図ってまいります。

②紙製品への需要構造の変化

国内人口の減少やデジタル技術の発展、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、情報媒体としての紙製品への需要減退が進む一方で、脱プラスチック化への社会的要請、衛生意識の高まりや在宅需要の増加等、紙製品への需要構造は大幅に変化しており、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、既存事業の体質強化による収益基盤の安定化を図るとともに、以下の2点に取り組んでまいります。

a. 環境対応型紙製品の開発

脱プラスチック化の社会的要請が紙製品の新たな需要を生む可能性があると思込んでおります。プラスチック容器に代替するウエットモールド事業や幅広い機能性を活用したTT-PACKAGEといったパッケージ分野をはじめ、リチウムイオン二次電池のセパレータ向けCNF製品やラミネート技術における樹脂層の薄膜化等、引き続き脱プラスチック・減プラスチックに貢献する製品開発に努めてまいります。

b. 優位性のある紙製品の拡大

高水準な品質管理と技術力により他社との差別化を図ってまいります。高い品質が求められる特殊機能紙については製品への異物混入を極めて低位に抑えること等により一層の付加価値化を図り、シェアの維持・拡大に努めてまいります。また、兼ねてより開発に注力しております非セルロース系繊維素材については、継続的な機能性強化に取り組むとともに、多様な顧客ニーズに対応した拡販を推進してまいります。

③製紙以外の新たな事業領域の拡大

当社グループは、環境関連事業を製紙業に次ぐ成長分野として認識しております。当セグメントでは、南アルプス社有林の有効活用を目指すとともに、資源再活用事業における固形燃料の生産体制強化および産業廃棄物処理の領域拡大に努めることで、製紙以外の新たな収益基盤の構築を図ってまいります。

④持続可能な社会に向けた対応

当社グループは、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会に向けた取り組み、およびそれに関わる情報開示の充実を対処すべき課題として認識しております。脱プラスチック化に関わる新たな紙素材の開発に加え、化石燃料使用量のさらなる削減によりCO₂の発生減少に努めてまいります。また、グループ内の廃棄物ゼロエミッション化を目指し、ボイラーから発生する廃棄物の再資源化の検討を進めてまいります。情報開示につきましては、昨年12月にカーボンニュートラルに向けたロードマップを公開、本年3月には統合報告書を開示いたしました。6月にはTCFDフレームワークに基づく情報開示を予定しており、今後さらなる開示の充実を目指してまいります。

⑤資産の有効活用

当社グループは、積み上げられた財務余力による成長戦略への積極的な投資を対処すべき課題として認識しており、既存事業の強化や新製品の開発に加え、新たな事業領域の拡大に向けたM&Aを積極的に実施してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社グループ（当社および子会社、関連会社）は、当社、子会社12社および関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付けおよびセグメントとの関連は次のとおりであります。

① 産業素材事業

当社が紙の販売および売電をするほか、新東海製紙(株)が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ(株)が紙原料の供給を、新東海ロジスティクス(株)が紙製品の輸送・保管等を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が紙の製造・販売をするほか、(株)T Tトレーディングが紙の販売を、静岡ロジスティクス(株)が紙製品を保管する倉庫業および紙製品の輸送を、子会社1社が紙の加工・販売を行っております。

③ 生活商品事業

(株)トライフおよび関連会社1社が紙の製造・加工・販売を、特種東海エコロジー(株)が紙の製造・販売を行っております。

④ 環境関連事業

(株)特種東海フォレストが土木・造園工事を、(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、(株)駿河サービス工業が産業廃棄物の収集運搬・処分を、十山(株)が社有林管理、ウイスキー製造を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

本店	静岡県島田市
本社	東京都中央区
産業素材事業	営業所：本社（東京都中央区） 子会社：新東海製紙(株)（静岡県島田市） 特種東海マテリアルズ(株)（静岡県島田市） 新東海ロジスティクス(株)（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：本社（東京都中央区） 工 場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 岐阜工場（岐阜県岐阜市） 子会社：(株)T Tトレーディング（東京都中央区） 静岡ロジスティクス(株)（静岡県駿東郡長泉町）
生活商品事業	子会社：(株)トライフ（静岡県島田市） 特種東海エコロジー(株)（静岡県富士市）
環境関連事業	子会社：(株)特種東海フォレスト（静岡県島田市） (株)レックス（静岡県島田市） (株)駿河サービス工業（静岡県御殿場市） 十山(株)（静岡県静岡市）

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	486 (50) 名	3 名
特 殊 素 材 事 業	506 (59)	5
生 活 商 品 事 業	270 (64)	0
環 境 関 連 事 業	217 (96)	4
全 社 (共 通)	58 (17)	△5
合 計	1,537 (286)	7

(注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に外数で記載しております。

2 全社（共通）と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
480名	8 名	40.0歳	17.4年

(注) 1 使用人数は就業員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙(株)または東海パルプ(株)からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 静 岡 銀 行	9,875百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	6,966
(株) 清 水 銀 行	2,294
静 岡 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,858

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,900,000株
- ③ 株主数 13,480名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,349千株	11.00%
中 央 建 物 (株)	550	4.48
新 生 紙 パ ル プ 商 事 (株)	503	4.10
(株)日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	500	4.08
特 種 東 海 製 紙 取 引 先 持 株 会	418	3.41
(株) 静 岡 銀 行	403	3.29
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	300	2.44
(株) 竹 尾	263	2.15
(株) ト ー モ ク	240	1.95
第 一 生 命 保 険 (株)	234	1.90

- (注) 1 当社は、自己株式を2,635,724株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 514個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 51,400株
(新株予約権1個につき100株)

(注) 2016年10月1日を効力発生日として実施した株式併合（普通株式10株を1株に併合）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- ・新株予約権の区分別保有状況

区 分 (行 使 期 間)	取締役(うち社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2010年度新株予約権 2010年8月11日から2030年8月10日まで	1名(0名)	10個(0個)	0名	0個
2011年度新株予約権 2011年8月11日から2031年8月10日まで	2名(0名)	24個(0個)	0名	0個
2012年度新株予約権 2012年8月11日から2032年8月10日まで	2名(0名)	27個(0個)	0名	0個
2013年度新株予約権 2013年8月13日から2033年8月12日まで	2名(0名)	24個(0個)	0名	0個
2014年度新株予約権 2014年8月13日から2034年8月12日まで	4名(0名)	48個(0個)	0名	0個
2015年度新株予約権 2015年9月16日から2035年9月15日まで	4名(0名)	38個(0個)	1名	2個
2016年度新株予約権 2016年8月12日から2036年8月11日まで	7名(0名)	60個(0個)	1名	1個
2017年度新株予約権 2017年8月14日から2037年8月13日まで	7名(0名)	51個(0個)	1名	1個
2018年度新株予約権 2018年8月13日から2038年8月12日まで	8名(1名)	53個(2個)	1名	1個
2019年度新株予約権 2019年8月13日から2039年8月12日まで	8名(1名)	58個(2個)	0名	0個
2020年度新株予約権 2020年8月14日から2040年8月13日まで	9名(2名)	67個(6個)	0名	0個
2021年度新株予約権 2021年8月16日から2041年8月15日まで	9名(2名)	49個(4個)	0名	0個

(注) 1 新株予約権は、株式報酬型ストックオプションであります。

2 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	松 田 裕 司	社長執行役員CEO
取 締 役	関 根 常 夫	常務執行役員CFO兼財務・IR本部長
取 締 役	柳 川 勝 彦	常務執行役員COO社長補佐
取 締 役	渡 邊 克 宏	執行役員生活商品事業本部長兼パッケージ本部担当
取 締 役	毛 利 豊 寿	執行役員フィブリック事業本部長
取 締 役	大 沼 裕 之	執行役員特殊素材事業本部長
取 締 役	佐 野 倫 明	執行役員経営企画本部長
取 締 役	金 澤 恭 子	弁護士 アサヒホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
取 締 役	磯 貝 明	東京大学特別教授
常 勤 監 査 役	河 合 稔	公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）
監 査 役	上 田 廣 美	亜細亜大学法学部教授
監 査 役	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所代表 (株)コンテック社外取締役 パーク24(株)社外取締役 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役

- (注) 1 取締役金澤恭子氏および磯貝明氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役上田廣美氏および長坂隆氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 3 常勤監査役河合稔氏および監査役長坂隆氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役河合稔氏は、当社の財務部門において長年の経験を有しております。
 - ・監査役長坂隆氏は、公認会計士の資格を有しております。

4 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
松 田 裕 司	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員CEO	2021年7月1日
柳 川 勝 彦	取締役常務執行役員社長補佐特殊素材事業本部長兼イノベーションセンター長	取締役常務執行役員COO社長補佐	
渡 邊 克 宏	取締役執行役員生活商品事業本部長	取締役執行役員生活商品事業本部長兼パッケージ本部担当	
大 沼 裕 之	取締役執行役員特殊素材事業本部副事業本部長兼コアビジネスセンター長	取締役執行役員特殊素材事業本部長	
佐 野 倫 明	取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源再活用本部担当	取締役執行役員経営企画本部長	

② 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大 島 一 宏	2021年6月24日	任 期 満 了	取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人を対象として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額を負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。取締役の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションを活用した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映した水準とすることを基本方針としております。

具体的には常勤取締役（業務執行取締役）の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成し、経営の監督機能を担う非常勤（社外）取締役の報酬は基礎報酬および株式報酬型ストックオプションから構成しております。

a. 基礎報酬

当社の取締役の基礎報酬は金銭報酬とし、役員報酬基準金額（定額）に「役位」、「代表権の有無」、「在任年数」および「常勤・非常勤」に応じて定めた基準値を乗じて月額基礎報酬を決定しております。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬は金銭報酬とし、業務執行取締役が持分法適用会社を含む連結対象会社全体の経営を意識し、継続的な利益確保を実現することが、企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能な企業集団の源泉になるという理由から連結経常利益を指標としております。業務執行取締役および執行役員に対する業績連動報酬額は、直近に終了した事業年度の連結経常利益2%以内を年間総額の上限とし、役位等に応じて定めた上記基準値、

各取締役の担当職務と責任、および業績への貢献度を考慮したうえで取締役の個人別の業績連動報酬額を決定し、当該報酬額を12で除した額を毎月支給しております。なお、当連結会計年度の連結経常利益は5,733百万円となりました。

c. 株式報酬型ストックオプション

当社業績と株価価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てております。各取締役に対し、各取締役の月額基礎報酬の2倍の額に決算期末前3ヵ月間の平均株価で除して算出した株式数（単元未満株切り捨て）を、原則として株式報酬型ストックオプションにより付与しますが、特に職務上の功績が顕著な場合は30%の範囲内で特別に加算することがあります。株式報酬型ストックオプションは、毎年定時株主総会の日以降、原則として7月度の取締役会で新株予約権発行を決議し、個別の割り当てを行っております。

d. 報酬等の額の割合と報酬委員会への諮問に関する事項

当社は、個人別の取締役報酬に対する金銭報酬（基礎報酬および業績連動報酬の合計）および株式報酬型ストックオプションの割合を一定の水準に固定せず、株主総会決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限並びに連結経常利益を指標とする業績連動報酬の年間総額に係る上限の範囲内において定められた個人別の取締役の報酬の原案について、取締役会が諮問機関である報酬委員会に諮問し、報酬委員会がその水準、体系、および個々の役員報酬額の適切性を審議しております。

なお、報酬委員会の構成は次の通りとなっております。

委員長 長坂 隆（社外監査役）
委員 金澤恭子（社外取締役）
委員 松田裕司（代表取締役社長）

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2009年6月23日開催の第2回定時株主総会において定款に定める取締役員数15名に対して年額450百万円（うち社外取締役50百万円）以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず。）と決議されております。また、金銭報酬とは別に、ス

トックオプションとしての新株予約権割当では年額75百万円（うち社外取締役3百万円）以内と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は450個（うち社外取締役12個）を上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）です。

監査役の金銭報酬額は、2007年2月21日開催の東海パルプ(株)および特種製紙(株)の株主総会で決議された株式移転計画において、年額50百万円以内と決議されております。当社設立時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の役員への報酬の額については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長松田裕司が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行うのに最も適しているからであります。当該決定については代表取締役に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は社外取締役、社外監査役または社外の有識者を含めて構成される報酬委員会に、取締役の報酬全般についてその水準、体系および個々の役員報酬額の適切性について諮問し、答申を受けることとしています。以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	246 (16)	152 (15)	93 (1)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (11)	24 (11)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	270 (28)	176 (27)	93 (1)	13 (4)

(注) 報酬等のうち、業績連動報酬に含まれている新株予約権に関する報酬（非金銭報酬）は以下のとおりであります。

・取締役： 9名分 20百万円（うち社外取締役2名分1百万円）

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役金澤恭子氏は、弁護士（畑法律事務所所属）およびアサヒホールディングス㈱の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役磯貝明氏は、東京大学の特別教授を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役上田廣美氏は、亜細亜大学の法学部教授を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、㈱コンテックの社外取締役、パーク24㈱の社外取締役、イオンフィナンシャルサービス㈱の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役等に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金 澤 恭 子	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的なご経験・ご見識に基づき、取締役会など重要な意思決定場面で、その妥当性や適正性の監視、ガバナンス体制の向上を促進する積極的な発言や提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 磯 貝 明	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。主に専門分野の研究者としての見地に基づき、当社研究開発への助言と研究者育成への貢献、取締役会においては自身の知見や経験に基づいた助言や提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 上 田 廣 美	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 長 坂 隆	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、会計に関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積の算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

③ 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式売出しに係るコンフォート・レター作成業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、以下の項目に該当する場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(1) 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合

(2) 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合

(3) その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに不十分であると判断される場合

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	49,423	流 動 負 債	34,930
現 金 及 び 預 金	12,058	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,020
受 取 手 形	1,323	短 期 借 入 金	10,615
売 掛 金	22,805	1年内返済予定の長期借入金	4,808
契 約 資 産	2,151	1年内償還予定の社債	70
商 品 及 び 製 品	4,189	未 払 法 人 税 等	939
仕 掛 品	772	賞 与 引 当 金	437
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,437	そ の 他	7,038
そ の 他	702	固 定 負 債	11,937
貸 倒 引 当 金	△17	社 債	350
固 定 資 産	76,006	長 期 借 入 金	8,949
有 形 固 定 資 産	58,888	繰 延 税 金 負 債	516
建 物 及 び 構 築 物	17,067	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	29,036	環 境 対 策 引 当 金	50
土 地	11,288	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,270
建 設 仮 勘 定	296	資 産 除 去 債 務	648
そ の 他	1,199	そ の 他	73
無 形 固 定 資 産	1,488	負 債 合 計	46,867
の れ ん	1,129	純 資 産 の 部	
そ の 他	359	株 主 資 本	69,502
投 資 そ の 他 の 資 産	15,630	資 本 金	11,485
投 資 有 価 証 券	13,939	資 本 剰 余 金	10,922
繰 延 税 金 資 産	593	利 益 剰 余 金	56,056
そ の 他	1,138	自 己 株 式	△8,961
貸 倒 引 当 金	△41	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,626
資 産 合 計	125,430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,636
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△10
		新 株 予 約 権	164
		非 支 配 株 主 持 分	6,268
		純 資 産 合 計	78,562
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	125,430

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,153	流 動 負 債	13,293
現 金 及 び 預 金	4,048	買 掛 金	1,595
受 取 手 形	445	短 期 借 入 金	9,250
売 掛 金	7,388	1年内返済予定の長期借入金	205
商 品 及 び 製 品	2,726	1年内償還予定の社債	70
仕 掛 品	146	未 払 金	125
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,625	未 払 費 用	906
前 払 費 用	91	未 払 法 人 税 等	261
関係会社短期貸付金	14,400	預 り の 金 他	845
未 収 入 金	301	そ の 他	35
そ の 他	1	固 定 負 債	1,840
貸 倒 引 当 金	△22	社 債	350
固 定 資 産	42,086	長 期 借 入 金	338
有 形 固 定 資 産	16,759	長 期 未 払 金	69
建 物	4,364	長 期 預 り 金	3
構 築 物	754	繰 延 税 金 負 債	311
機 械 及 び 装 置	5,232	退 職 給 付 引 当 金	514
車 両 運 搬 具	3	環 境 対 策 引 当 金	47
工 具 、 器 具 及 び 備 品	184	資 産 除 去 債 務	204
土 地	6,142	負 債 合 計	15,133
建 設 仮 勘 定	77	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	128	株 主 資 本	56,330
借 地 権	24	資 本 金	11,485
ソ フ ト ウ ェ ア	71	資 本 剰 余 金	38,034
そ の 他	32	資 本 準 備 金	3,985
投 資 そ の 他 の 資 産	25,198	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,049
投 資 有 価 証 券	9,899	利 益 剰 余 金	15,772
関 係 会 社 株 式	14,855	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,772
長 期 前 払 費 用	100	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	173
そ の 他	384	特 定 災 害 防 止 準 備 金	21
貸 倒 引 当 金	△41	繰 越 利 益 剰 余 金	15,577
資 産 合 計	74,240	自 己 株 式	△8,961
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,610
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,610
		新 株 予 約 権	164
		純 資 産 合 計	59,106
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	74,240

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上高	売上	原価	総利	管理費	利息	益		21,947
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		16,034
販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費		5,913
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		3,780
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		2,132
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	79	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	2,165	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	173	
業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	369	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	121	2,910
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	37	
貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	貸付	90	
支払	支払	支払	支払	支払	支払	支払	102	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	35	264
経常	経常	経常	経常	経常	経常	経常		4,777
特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別		
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	1,595	1,595
特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別		
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	0	
固定	固定	固定	固定	固定	固定	固定	27	
減損	減損	減損	減損	減損	減損	減損	72	
関係	関係	関係	関係	関係	関係	関係	425	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	0	526
税引	税引	税引	税引	税引	税引	税引		5,846
法人	法人	法人	法人	法人	法人	法人	1,058	
税	税	税	税	税	税	税	123	1,181
当期	当期	当期	当期	当期	当期	当期		4,664

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芦 川 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芦 川 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制・監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

特種東海製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 河合 稔 印

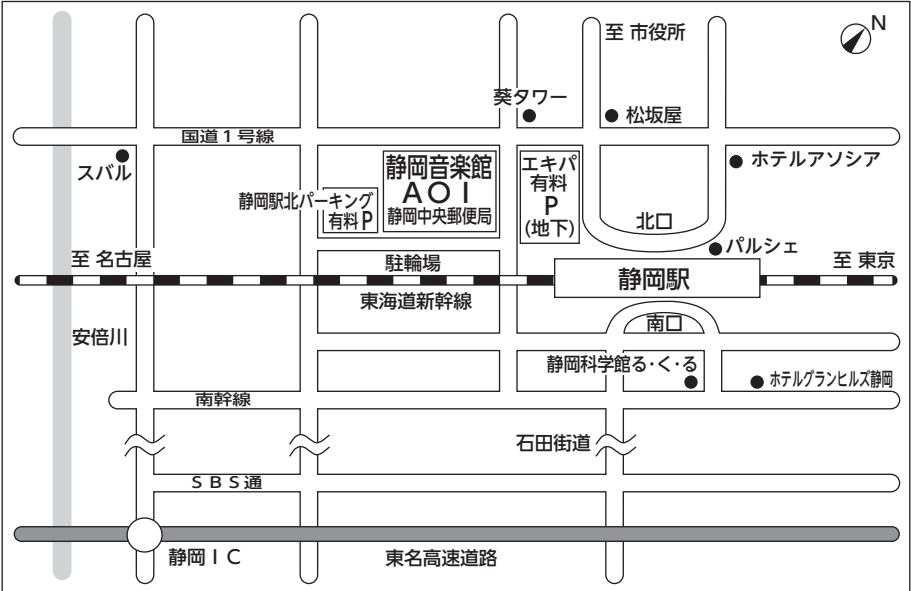
社外監査役 上田 廣美 印

社外監査役 長坂 隆 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場	静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9 静岡音楽館AOI 7階講堂
交通	J R 静岡駅北口より徒歩約3分



※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。